平成２３年（フ）第８３８号
大阪市浪速区敷津東３丁目10番24―203号
債務者　原　公司郎
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５３号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目１番８号
ラークハイム103号
債務者　廣瀬田鶴子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７５号
大阪府門真市大字三ツ島1890番地の４
債務者　緒方　喜憲
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９号
大阪府東大阪市昭和町17番８号　サンハイツ昭和町308号
債務者　ジャヤンタ　ラタナクマラこと　タッチャンダララーゲ　クスム　ジャヤンタ　ラタナクマラ
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８８号
大阪府豊中市大黒町３丁目18番25号、住民票上の住所大阪府豊中市豊南町西４丁目11番７号
債務者　小松ちえ子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５９号
大阪市天王寺区清水谷町３番22―901号、前住所大阪市天王寺区上本町１丁目２番17―703号
債務者　岸部　正芳
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６１号
大阪府八尾市植松町８丁目２番１―403号
債務者　保木本博嗣
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６２号
大阪市東成区大今里南６丁目23番５号
債務者　湯本　昌世
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６７号
大阪市城東区蒲生４丁目20番24―501号
債務者　川端　友幸
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７８号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目３番３―306号
債務者　新井　寛美（旧姓栗原・北川・谷本）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７５９号
愛知県知多市つつじが丘１丁目14番地　６―404
債務者　ＤＥ　ＡＲＡＵＪＯ　ＯＴＩＬＩＯ　ＣＡＳＳＩＡＮＯ　ＳＡＮＴＯＳ
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７６０号
愛知県知多市つつじが丘１丁目14番地　６―404
債務者　オオカワスミコこと　ＯＫＡＷＡ　ＴＥＲＥＺＩＮＨＡ　ＳＵＭＩＫＯ
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２８号
山口県防府市桑南１丁目３番27号
債務者　原田　克則
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３２号
和歌山市平井129番地の11
債務者　瀧口　ゆり
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０号
和歌山市福島130番地の10
債務者　辻村　功子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７８号
熊本県荒尾市荒尾2320番地54
債務者　甲斐　眞理
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５３３号
北海道旭川市東旭川北１条２丁目３番20号　早川マンション
債務者　加藤　人志
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部